

## (仮称) 千葉県金属スクラップヤード等適正化条例の制定の背景と趣旨

近年、資源の有効利用の観点からリサイクルを推進することが重要とされている中、県内では、有価物である金属スクラップ、使用済みプラスチック等を屋外で保管し、また、保管に伴い破碎、切断をするなどの事業を行う事業場（いわゆる「金属スクラップヤード」など）の一部において、高積みなどの不適正な保管による崩落の危険や火災の発生、事業場内での作業に伴う騒音等が発生している。

こうした状況に鑑みて、県民生活の安全を確保するとともに、生活環境の保全上の支障の防止を図るため、「(仮称) 千葉県金属スクラップヤード等適正化条例」の制定に向けて検討してきたところである。

### 1 事業の概要

近年、県内では、収集された使用済みの物品等で金属又はプラスチックが使用されているものや、これらのものとこれら以外のものが一体として集められたいわゆる雑品（以下「金属スクラップ等」という。）を屋外で保管し、また、保管に伴って破碎、切断、圧縮、解体その他の作業をする事業が多数確認されている。

従来、工場や一般家庭等から排出されたリサイクル可能な金属スクラップ等については、廃棄物として、廃棄物処理法に基づく許可業者によりリサイクルされてきたが、ここ数年、有価物として、当該業者以外の者によりリサイクルされている実態が確認されている。

### 2 事業場から発生している問題

事業場は、金属スクラップ等のリサイクルの推進上、一定の役割を果たしており、適正に事業がなされる限り有用な存在であるが、次のような問題が生じている。

#### (1) 崩落の危険、火災発生の問題

鉄など重量のある保管物の高積みによる崩落の危険や、保管物に混入したリチウムイオン電池等の発火による火災が発生している。

#### (2) 騒音や水質汚濁、油流出などの問題

重機を用いた保管物の積み上げや保管に伴う破碎などによる騒音、保管に伴って生じた汚水を未処理で排水することによる水質汚濁、収集されたモーター等からの油の流出などが発生している。

#### (3) 地域住民の不安・不信感を招くという問題

これまでに見られなかった業態であることや地域社会との関係性が薄い事業であることから、住民が事業内容を知り得ないことに加え、外国籍の従業員が多く言語の壁があることなどから、住民の不安・不信感を招くことが多い。

また、苦情等のあった事業者に対して、周辺住民との信頼関係の構築のため、周辺住民に事業内容等の説明をすることを求めても、拒否されてしまったり、そもそも説明できる責任者が不在であったりする事業場が多数ある。

#### (4) 実態把握が困難であるという問題

事業一般を規制する法令等がないため、県内における事業の実態を正確に把握することができない。

県の実態調査で確認できた事業場の多くは外壁等で囲われており、外部から場内をうかがい知ることが困難である。さらに、事業場内に立ち入る権限がないため、その実態把握には限界がある。

### 3 現行法令や県の取組の状況

- ・ 金属スクラップ等は、物の性状や取扱方法から、廃棄物処理法が規制対象とする廃棄物や有害使用済機器（家電32品目）に類似しているといえるが、有価で取引されるため廃棄物には該当しない。

また、元が家電であっても機器としての原状を有していない場合は、有害使用済機器に当たらない。そのため、廃棄物処理法の保管基準等を適用することができない。

- ・ 騒音規制法や水質汚濁防止法、消防法などの関連法令は、金属スクラップ等の保管や、保管に伴う作業を直接規制するものではなく、適用対象や範囲が限定されている。
- ・ 法令等による規制が及ばないため、県は、任意の立入調査を通じて実態把握に努め、不適正な屋外保管等をしている事業者に対しては是正等を指導してきたが、協力を得られないことが少なくない。
- ・ 火災、崩落の危険や騒音等の問題は、事業開始後に現実化するため、事後的な対応では手遅れとなることが多く、指導だけの取組で問題を解決することは難しい。

### 4 県条例による規制の趣旨

- ・ 事業を行う者に対して、あらかじめ知事の許可を受けなければならないこととし、許可に当たり、火災、崩落等の事故を防止し、騒音等の発生を軽減するための保管基準の遵守を義務付ける。
- ・ 事業の許可申請をしようとする者に対して、事業の内容等について住民説明会等による周知を行うことを義務付けるとともに、県は、必要な事前指導を行う。
- ・ 規制の実効性を確保するための手段（命令、許可取消、立入検査、報告徴収、罰則など）を設ける。
- ・ 事業場の立地に関して、住宅等と事業場の間に一定の距離を設けることとする趣旨の制限については、規定しない。
- ・ 市町村との合同立入などによる連携を図るとともに、市町村が地域の実情に応じ、独自の規制を行うことを可能とする。

※ なお、本条例による立入検査などにより、有価物と称した廃棄物の保管が認められた場合には、廃棄物処理法に基づき厳正に対処する。